

令和 7 年 度
南城市歳末たすけあい義援金配分要領

1. 目的

歳末たすけあい義援金等配分は、新たな年を迎える時期に支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、歳末たすけあい募金から世帯状況に応じて義援金や生活支援物資等を支給し、生活支援を図ることを目的とする。

2. 対象基準

- 1) 著しい生活困窮世帯であること
 - ・生活保護世帯は除く
- 2) その他、配分委員会で必要と認める世帯

3. 調査（申請）方法

- 1) 民生委員・児童委員（以下、民生委員）等において、担当区域内の対象世帯を調査し、世帯の同意の上で義援金等配分申請書（以下 申請書）を南城市社会福祉協議会会長へ申請する。
- 2) 世帯から申し込みを希望する場合は、民生委員等の調査が必要となります。申請用紙の受取は、お問い合わせ先の窓口やホームページからダウンロードできます。
※民生委員欠員区域については、区長・自治会長に依頼することになります。
- 3) 支給対象の公平性を確保するため、民生委員による調査に際しては、必要に応じて区長・自治会長、または地域福祉に関わる者と連携し、対象世帯の実情把握に努める。

4. 提出期限

令和 7 年 11月21日（金） までとする。

5. 支給等

支給日：令和 7 年 12 月 24 日（水）午後 2 時～5 時【予定】

歳末義援金等の支給は、南城市社会福祉協議会事務所（南城市役所庁舎内）にて民生委員に対し行い、担当区域の対象者に対しては民生委員から支給する。

※但し、民生委員欠員区域については、区長・自治会長に依頼する。

6. 留意事項

- 1) 義援金等は、一方的支給ではなく本人の希望（同意）によって申請を行う。
- 2) 調査（申請）項目は、支給決定（審査）する為に必要な事項の為、範囲内で聞き取りを行う。
- 3) 在宅の方を対象とし、施設入所者は対象外とする。また単に子育て世帯・高齢者世帯・ひとり親世帯という属性のみでは、対象とならない。
- 4) 対象者の把握は必要に応じて、区長・自治会長との調整を行う。
- 5) 申請書の内容については、南城市から閲覧できるよう、対象者から同意を得ることとする。
- 6) 調査で知り得た個人情報の取扱いには十分留意する。

- 7) 配分委員会で決定した結果については、民生委員等へ連絡する。
- 8) 必要に応じて、申請書を南城市に照会する場合がある。
- 9) 生活保護受給者は対象外とする。

7. 義援金の内容（令和7年度より適用）

- 1) 歳末たすけあい義援金は、配分委員会で決定した基準により、生活支援物資（食料等）と、現金による義援金を組み合わせて支給する。

8. 加算項目（令和7年度より適用）

1) 入学準備・応援加算

新年度、世帯に小学校や中学校へ進学する児童がいる場合、入学準備の加算または高校等へ進学する予定者がいる場合、応援金を加算する。

2) 療養費加算

年度内において、突発的な病気やけがにより入院した者がいる場合には、療養費支援を目的とした加算金を一律支給する。申請時には、療養等の期間および傷病名を記載すること。

9. お問い合わせ

社会福祉法人 南城市社会福祉協議会（南城市役所庁舎内）917-5692